

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令について

令和 2 年 9 月
自治財政局交付税課

1. 概要

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

題名及び条文中引用している地域未来投資促進法の規定について、条ずれ対応を行うもの。（「第 25 条」を「第 26 条」に改める。）

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和 2 年 10 月 1 日）から施行する。